

## 医学部学生のクラブ活動に関する活動基準について

愛知医科大学課外活動に関する規程第7条第2項の規定により、医学部の学生に対してクラブ活動を制限等する場合の活動基準を次のとおり定める。

- 1 1学年次から4学年次で留年（疾病その他やむを得ない事由によると認められる場合を除く。）した場合は、進級するまでクラブ活動を認めない。ただし、活動継続を希望する学生が、別表に定める在学年限の基準に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長の判断により、活動の継続又は再開を認めることがある。
  - 一 1学年次においては、クラブ活動継続許可願に基づき、クラブ活動の継続が当該学生の円滑な修学に資すると学生生活委員会が認め、継続の判定がなされた場合
  - 二 2学年次及び3学年次においては、留年の判定に係る年度の成績が得点評価の順位上位3分の2以内であった場合
  - 三 4学年次においては、留年の判定に係る年度の前学期の成績が得点評価の順位上位3分の2以内であった場合
- 2 前項ただし書きの規定により、クラブ活動の継続が認められた学生が、当該年度の前学期の成績が得点評価の順位上位3分の2以内でなかった場合は、学長の判断により、直ちにクラブ活動を停止する。
- 3 4学年次のクリニカル・クラークシップA開始以降のクラブ活動については、原則認めない。ただし、クラブ活動の継続を希望する学生で、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長の判断により、クラブ活動の継続又は再開を認めることがある。
  - 一 4学年次後学期から5学年次総合試験5Aまでのクラブ活動については、C B T試験（再試験を除く。）のIRT値が学年上位3分の2以内であった場合
  - 二 5学年次総合試験5A終了後から総合試験5Bまでのクラブ活動については、総合試験5A（再試験を除く。）の結果が上位2分の1以内であった場合
  - 三 総合試験5B終了後のクラブ活動については、総合試験5B（再試験を除く。）においてインセンティブ対象であった場合
- 4 前項ただし書きの規定により、クラブ活動の継続又は再開が認められた学生が、クリニカル・クラークシップA又はBにおける各科の評価が良好でなかった場合は、学長の判断により、直ちにクラブ活動を停止する。
- 5 5学年次及び6学年次で留年した場合の当該学年期間中は、第3項第2号及び第3号の規定は適用しない。

別表（第1項関係）

在学年限		1年目	2年目	3年目	4年目
前期課程	1学年次		許可	不許可	
	2学年次			許可	不許可
中期課程	3学年次		許可	不許可	
	4学年次			許可	不許可

附 則（平成31年4月1日一部改正）

この裁定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日一部改正）

この裁定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日一部改正）

この裁定は、令和8年4月1日から施行する。